

まっぼっくり

ハンセン病から学ぶ偏見と差別

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありませんが、発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあり、皮ふにさまざまな病的な変化が起こったりします。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることもありましたが、ハンセン病が原因で死亡することはほとんどありませんでした。

しかし、日本では社会全体で、この病気を恐ろしい病気と誤解し、ハンセン病にかかった人を厳しい隔離に追い込みました。

【ハンセン病が誤解された理由】

第一の理由は、病気自体のもつ要因です。ハンセン病は自然に治る人もたくさんいましたが、中には菌によって末梢神経がおかされて顔や手足に変形が起きたり、その部分の機能を失うこともありました。人の目に触れやすい部位の変形と機能障がい、ハンセン病を恐れさせることにつながりました。また、家

族内で発病することが多かったため、19世紀末に「らい菌」が発見されるまで遺伝病と思われ込めていました。

第二の理由は、古くからこの病気に対して積み重ねられてきた偏見、すなわち社会的な要因です。宗教上の概念からも「天刑病」「業病」などと言われたことも、この病気に対するイメージを極端に悪いものにしました。そして、法律を作り患者を隔離したことがハンセン病に間違ったイメージを与えてしまいました。すなわち「強制的な隔離が必要の強い感染力を持つ恐ろしい病気」という誤ったイメージです。

【元患者家族に対する補償金制度】

令和元年11月15日に、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同年11月22日に公布・施行されました。

法の前文では、「ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病患者者家族等、偏見と差別の中でハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成すること

が困難になる等、長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてはきまませんでした。その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする」旨が述べられています。法に基づき、対象となるハンセン病元患者のご家族の方々に補償金が支給されます。

日本のハンセン病対策の誤りは、私たちに大きな教訓を残しました。二度とこのような過ちを繰り返さないよう、一人ひとりが何をしなければならぬかを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

人権推進課

☎(275) 6279

令和6年度 入札参加資格審査申請（追加登録）

詳細はこちらから



申請システム BID-ENTRY

対象業種 建設工事・測量・建設コンサルタント等、物品・製造等、役務

参加資格有効期間 令和6年4月1日～
令和7年3月31日(1年間)

申請期間 令和6年1月9日～26日
24時間いつでも申請可能

■電子申請の注意点

- ・申請書類は専用申請サイトにアップロードして提出ください。
- ・システム利用料は市内・準市内業者は無料。市外業者は1業種あたり1,540円。
- ・令和5年1月に申請された方は申請不要！

問合先 契約検査課 ☎(275) 6209